

維持課と協議する。

- ⑥ 所沢市は必要に応じて公共施設工事の確認ができる。また、申請者が所沢市に工事の確認を求めることができる。

3 道路後退・道路拡幅について

- ① 開発区域に接する道路が、「所沢市生活道路拡幅整備要綱」に該当する路線の場合、申請者は建設総務課と協議する。
- ② 開発区域に接する道路が、所沢市の道路拡幅整備計画路線に該当する場合、申請者は道路建設課と協議する。

以上について所沢市は同意した。

同意日 年 月 日

道路管理者 所沢市

所沢市長 小野塚 勝俊 印

申請者 住 所
 氏 名
 連絡先

印

代理人 住 所
 氏 名
 連絡先

印

3 2 条同意書の添付図面リスト

- 1 案内図
- 2 公図
- 3 道路境界確定図又は境界確定証明書の写し
- 4 土地利用計画図
- 5 給排水計画図
- 6 構造図（道路内に構造物を設置する場合）
- 7 現況写真（開発区域に接する道路）
- 8 現況写真撮影位置図

※上記以外に図面等の提出を求める場合があります。

3 2 条同意書作成・提出時の注意事項

- 1 あらかじめ関係各課（道路維持課・道路建設課・建設総務課等）と協議の上、正副2通を提出してください。自動車の出入り口にL型側溝がある場合は、道路維持課と切り下げについて協議してください。
- 2 同意書が複数枚になる場合は、見開き部分の内側にまたがるように申請者・代理者の契印をお願いします。添付図面には不要です。
- 3 開発区域面積・接道延長については、道路後退後の面積・延長を記載してください。
- 4 開発行為内容については、「専用住宅」等、開発行為の内容を記載してください。
- 5 同意書の締結には、通常7日～10日程度を要します。年末年始やゴールデンウィーク等は、さらに期間を要しますので、余裕をもって提出してください。

（このページは同意書に添付しないでください。）